

判決年月日	平成24年4月26日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事 件 番 号	平成23年（行ケ）第10336号		
○発明の名称を「結合型コンピュータ」とする発明の拒絶査定に対する不服審判請求の不成立審決について、本願発明及び副引用例の認定に誤りがあるとして、審決が取り消された事例			

（関連条文）特許法29条2項

本件は、原告が、特許庁に対し、発明の名称を「結合型コンピュータ」とする発明について特許出願をしたが拒絶査定を受け、これに対し、不服審判の請求をしたが、不服審判請求は成り立たないとの審決を受けたことから、その審決の取消しを求めた事案である。

本判決は、①本願発明の多重スイッチルータは、互いに分離できる状態で複数の信号が伝送されているものであるのに対し、副引用例記載の発明のルータ部は、互いに分離できる状態で複数の信号が伝送され得るようなものではないから、副引用例記載の発明のルータ部は、本願発明の多重スイッチルータに相当するとした審決の認定、判断には誤りがある、②本願発明は、自コンピュータのケーシングの特定の面に設けられた入出力用信号伝達素子によって行われるデータ伝送が双方向のものであり、このような双方向のデータ伝送を行う入出力用信号伝達素子間に形成されるバイパスは、双方向の伝送が可能なものであり、引用発明に副引用例記載のルータ部を適用しても、多重スイッチルータを用いる本願発明の構成とはならないから、入出力用信号伝達素子間に形成されるバイパスに係る審決の認定、判断にも誤りがあるとして、審決を取り消した。